

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	28 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から48年8月まで  
② 昭和51年3月から同年6月まで

私は、夫が会社を退職した昭和48年に、市役所で国民健康保険の加入手続を行い、その際、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。時期は憶えていないが、国民年金保険料を遡って納付できるという通知がきたので、後日、遡ってまとめて申立期間①の保険料を納付した。申立期間②については、納付期限より遅れて納付してしまった期間もあったかもしれないが、遡って納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立期間②直前の昭和51年1月及び同年2月の保険料は、当初、過年度納付により納付された同年1月から同年6月までの保険料が時効を超えていたため、その時点で実施されていた第3回特例納付により同年1月及び同年2月の保険料として充当されたものと考えられるが、充当するに当たり、金額が不足している旨の通知が申立人に対して出ていることが確認でき、同期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は、不足分の保険料を納付したものと推認でき、その時点では第3回特例納付が実施されていた時期であることを踏まえると、申立期間②直前の期間の不足分の保険料を納付している申立人が、申立期間②の保険料についても第3回特例納付により納付したと考えても不自然ではない。

また、申立期間②について、申立人のオンライン記録によると、申立期間②直前の昭和 51 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料は、当初、未納とされていたが、平成 8 年 9 月に納付済みに記録訂正されていることが確認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる上、申立期間②は 4 か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 48 年頃、国民年金の加入手続を行い、遡って国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間①当時の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 50 年 12 月と推認でき、その時点で申立期間①は未加入期間であることから、過年度納付又は特例納付により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から平成元年3月まで

私は、時期は定かではないが、海外留学先から帰国後、父親から国民年金保険料を納付するよう促されたことを契機として、国民年金に加入した。申立期間の保険料については、帰国してからそれまでの未納分をまとめて金融機関で納付し、その後の保険料についても、継続して納付してきた。私は、最初の1、2年については保険料を納付するのが大変だったことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、時期を憶<sup>おぼ</sup>えていないものの、国民年金の加入手続時において、それまでの未納であった国民年金保険料を遡って一括納付したと述べているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の手続時期などから、平成2年8月と推認でき、その時点において、申立期間のうち、昭和63年7月から平成元年3月までの保険料については、遡って過年度納付することが可能であり、申立期間の保険料月額より高額である申立期間直後の同年4月から2年3月までの保険料を遡って過年度納付していることから、昭和63年7月から平成元年3月までの保険料についても、申立人が主張するように遡って過年度納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間後においては、国民年金保険料を全て納付しており、加入手続後においては、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月から 63 年 6 月までの期間については、平成 2 年 8 月と推認される国民年金の加入手続時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 44 年に自営業を始めた後の数年間は国民年金に加入していなかったが、諸手続のために区役所に行った際に、区役所の職員から国民年金の加入に関する説明を受けたので、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、妻が自宅に送られてきた納付書により自宅近くの金融機関で夫婦二人分を納付していたはずである。妻は申立期間と同じ期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその妻の特殊台帳によると、夫婦共に、昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料を特例納付により納付し、申立期間直前の同年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、「未納が無いように夫婦二人分の保険料を納付していた。」旨証言していることから、その妻が申立期間と同じ期間の保険料について納付していることを踏まえると、その妻が申立期間の保険料を夫婦二人分納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで  
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

私は、平成 2 年 4 月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員から、昭和 63 年 4 月から未納となっていた国民年金保険料を遡ってまとめて納付することができるというので、母親と相談し、後日郵送されてきた納付書により、申立期間①及び②の保険料として 7 万円程度を金融機関で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、7 万円程度を金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①及び②の保険料を実際に過年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立期間①及び②の保険料を納付したとする金融機関は、当時実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、平成 2 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、後日、申立人が昭和 63 年 4 月まで遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から平成 2 年 4 月と推認できることから、当該加入手続時点で申立期間①及び②の保険料を納付することは可能であった上、申立期間①及び②の保険料

額については、申立期間①及び②直後の納付済みとなっている平成元年度の保険料額より安価であることが確認できることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、前納している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、勤務していた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、昭和 46 年頃に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、1 か月当たり 600 円から 900 円ぐらいを、支所又は金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所の支所又は金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が納付していたとする支所及び金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の氏名が誤って記載されている上、申立期間に近接する昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、当初未納とされていたが、平成 20 年 8 月に申立人の所持する領収書により納付済みに記録訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の職業に変更は無く、申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の 9 か月と短期間である申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの期間及び同年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から46年3月まで  
② 昭和46年4月から48年3月まで

私の祖父は、私が私の両親から国民年金の加入を勧められたことを契機に、昭和40年12月頃、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。私の結婚後の国民年金保険料は、私が未納の無いように納付しており、申立期間①について、年金事務所は、保険料が還付されているとしているが、私には還付を受けるような理由は無く、還付金も受け取っていない。申立期間②については、自宅近くの区役所出張所で納付書により保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和43年11月16日に申立人が国民年金の被保険者資格を喪失したことにより、時期は不明であるが国民年金保険料が還付されていることが確認できる。しかしながら、申立人の特殊台帳ではその後、申立人の被保険者資格が43年10月24日に任意加入した記録に訂正されており、当該期間について、申立人は国民年金の任意加入被保険者であったものと推認できること、並びに申立人が厚生年金保険などの被用者年金制度に加入した形跡及び保険料の還付を受ける理由は見当たらないことから、申立期間①の保険料は誤還付であったものと考えられ、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間②について、申立人は、区役所出張所で納付書により国民

年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、同出張所は既に開設されており、納付書により保険料を納付することが可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、当時の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 40 年 12 月に国民年金の被保険者資格を取得した後、43 年 10 月からは任意加入被保険者として申立期間②直前の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間②直後も引き続き任意加入被保険者として保険料を納付していることから、申立期間②の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、申立人は複数回にわたり住所変更手続を適切に行っていることが確認できる上、申立期間①及び②を除いて未納期間は無く、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 8 月に会社を退職した後、しばらくして、市役所の分室で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により郵便局で遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 8 月に会社を退職した後、しばらくして、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 5 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする市役所の分室では、申立期間当時、国民年金保険料の過年度納付書の発行を行っていたことが確認できる上、申立期間の保険料は、納付済みとなっている昭和 58 年 4 月以降の保険料よりも安価であることから、その時点で納付可能な申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 8 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 5259 (事案 3785 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

前回は行った年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断では、昭和 36 年 4 月に加入手続を行っていないということで、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと判断されたが、この度、年金事務所の調査において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている払出簿が見付かり、同払出簿の払出日は、前回の判断理由上の払出日より前であることが判明しており、これは、私の保険料を納付していたことを示す資料となるものである。また、申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していたことについて、妹及び友人から新たな証言も得ている。

私は、新たな資料の提出及び証言が得られることから、前回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 36 年 4 月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の年金手帳及び申立期間当時居住していたとする市の資料によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、42 年 9 月に払い出されており、申立人が加入手続を行ったとする市では、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない上、口頭意見陳述を実施した結果でも、申立人が 36 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとの心証を得ることはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 9 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 しかしながら、今回の申立てにおいて、申立人は、自身の国民年金手帳記号番号の払出日前に、別の手帳記号番号が払い出されている払出簿が見付かり、当該払出簿は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示すものであると主張しており、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付し、60歳到達後も、任意加入し、国民年金加入可能月数を満たすまで保険料を全て納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月に払い出され、申立期間直後の40年4月から42年3月までの国民年金保険料を遡って納付しており、この度、同払出日前の41年9月に、別の手帳記号番号が払い出されていることが判明し、同番号により国民年金の被保険者資格が39年9月まで遡って取得されていることから、同払出日時点においては、申立期間のうち、同年同月から40年3月までの期間は、保険料を遡って納付することが可能な期間であり、保険料の納付意欲が高かった申立人が、同期間の保険料も同様に遡って納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

3 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から39年8月までの期間について、上記2のとおり、新たに判明した申立人の別の国民年金手帳記号番号は、41年9月に払い出されており、同番号は、申立期間のうち、39年9月から40年3月までの保険料を納付していたものと推認される根拠とはなる。しかし、申立人は、申立期間のうち、36年4月から39年8月までの期間は、厚生年金保険の被保険者の妻で、国民年金に加入するには、制度上任意加入することになり、遡って取得することができる国民年金の被保険者資格は強制加入被保険者となる同年9月までで、現に申立人は、同年同月まで同被保険者資格を遡って取得しており、同払出日時点及び現在においても、申立期間のうち、36年4月から39年8月までの期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であることから、当該払出簿にある記載は、申立人が同期間の保険料を納付したことまでを示すものではなく、同期間の保険料を納付したことを示す新たな資料とは認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを妹及び友人も憶えていると述べているが、その妹及び友人から、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言を得ることができないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと

認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで  
② 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 53 年頃に、元夫が、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が第 3 号被保険者となるまでの間、私の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間①の国民年金保険料は、昭和 54 年 10 月に還付されたこととされているが、私は、還付請求をした記憶も無ければ、還付金を受け取った記憶も無い。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年頃に、その元夫が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が第 3 号被保険者となるまでの間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間①直前の同年 6 月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの間、申立期間①及び②を除き、保険料を納付していることがオンライン記録により確認でき、申立人の主張に不自然さはない。

また、申立期間①の国民年金保険料は、昭和 54 年 10 月に還付された旨が申立人の特殊台帳に記載されているが、申立人は、53 年 6 月から 61 年 3 月までの間、一度も被保険者資格を喪失していないことが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認でき、当該期間の保険料を還付すべき事由が見当たらないことを勘案すると、当該期間は、保険料が納付されていたにもかかわらず、誤って還付手続が行われたものと認められる。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は、申立期間②の前後を通じて、同一市内に居住しており、その元夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの期間及び 41 年 11 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 41 年 11 月から同年 12 月まで

私の母親は、私が昭和 37 年 8 月に会社を退職して実家に帰った後、自宅に来ていた集金人を通じて、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、母親が自分自身、私の兄夫婦及び私の 4 人分を集金人に納付したり、金融機関で納付していた。私の結婚後である申立期間②の保険料については、私が夫婦二人分を区役所で納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 8 月に会社を退職して実家に帰った後、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、母親自身、申立人の兄夫婦及び申立人の国民年金保険料を一緒に集金人に納付したり、金融機関で納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、38 年 12 月に払い出されていることが確認できることから、申立期間①の保険料を納付することは可能であった上、申立人が当時、居住していた地域において集金人制度は存在していたことが確認できるとともに、保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料の収納業務を行っていたことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度創設時の昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、申立期間①を含め、60 歳に到達するまでの保険料を

全て納付していることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の母親は、「娘（申立人）の国民年金保険料は、私と長男（申立人の兄）夫婦の分と一緒に自治会の集金人に納付したり、金融機関で納付していた。娘（申立人）が 20 歳になったときからの保険料は確かに納付していました。」旨証言している。

加えて、申立期間②については、オンライン記録によると国民年金保険料は未納とされているものの、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄には、納付済みの検認印が押されている上、当該保険料が還付された形跡も確認できないことから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年9月まで

私は、昭和58年10月に結婚した際に、それまで厚生年金保険に加入していた妻を国民年金に加入させるため、妻と一緒に市役所へ行った。その際、私の国民年金の加入も勧められたので、私及び妻の国民年金の加入手続を行った。

そのときに、20歳からの国民年金保険料を納付したいと申し出たが、2年間は遡って納付できるが、20歳までは遡れないと言われたので、私の昭和56年10月から58年9月までの期間及び妻の同年同月の保険料を遡って一緒に納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年10月に結婚した際に、市役所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、同年7月に、2番違いで払い出されていることが確認できることから、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人の主張と一致する。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその妻は、昭和58年10月に、国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、その時点では、申立期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額及びその妻の同年9月の保険料額を合わせた金額とおおむね一致していることから、申立期間の保険料が納付されて

いたと考えるても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人及びその妻の申立期間直後の昭和 58 年 10 月から申立人が厚生年金保険に加入する直前の 63 年 8 月までの国民年金保険料は、それぞれ全て納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から63年3月まで  
② 平成元年3月

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は定かではないが、申立期間①及び②の国民年金保険料については、当時夫婦一緒に勤務していた小売店に出入りしていた金融機関の職員に納付を委託したり、納付書により勤務先の近隣にあった金融機関の窓口で、毎月、夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、1か月と短期間であり、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、その前後を通じて申立人夫婦の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は結婚後の昭和54年4月から夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続についての記憶が定かではなく、当時の申立人の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付番された第3号被保険者の届出処理日から夫婦連番で昭和63年4月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間①はその時点まで、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①は 108 か月にも及び、複数の行政機関が長期間にわたり事務処理を続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から54年3月のうち数箇月  
② 昭和54年4月から63年3月まで  
③ 平成元年3月

私の母親は、私が結婚する前の申立期間①の数箇月分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③の保険料については、私の妻が、当時夫婦一緒に勤務していた小売店に出入りしていた金融機関の職員に納付を委託したり、納付書により勤務先の近隣にあった金融機関の窓口で毎月、夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③は、1か月と短期間であり、申立期間③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、その前後を通じて申立人夫婦の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間①の保険料の納付についての記憶が無いことから申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付番された第3号被保険者の届出処理日から夫婦連番で

昭和 63 年 4 月頃に払い出されていることが確認できることから、当該期間はその時点まで、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は 108 か月以上にも及び、複数の行政機関が長期間にわたり事務処理を続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、結婚前から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

昭和43年6月に結婚してからは、私が、3か月ごとに、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の夫の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の6か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和43年6月に結婚してからは、申立人が、3か月ごとに、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人が居住する区では、申立期間当時、3か月ごとに集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できる上、一緒に保険料を納付していたとするその夫の申立期間と同じ期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立期間直前の昭和46年4月から同年9月までの納付記録が、平成21年9月に、未納から納付済みへ訂正されていることが、オンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 12 月まで

私は、市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付しており、当該期間の検認印が押されている国民年金手帳を所持している。この手帳を持って年金事務所に記録訂正を求めたが、当該期間は未加入期間であるため、保険料の納付済期間として認められないと言われた。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付し、還付された記憶も無いので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を市役所の窓口で納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間に係る国民年金印紙検認台紙に検認印が押されている国民年金手帳を所持しており、申立人が申立期間の保険料を納付した事実が確認できる上、本来、印紙検認台紙は切り取られて国に納付記録が報告されるべきものであるが、切り取られていないことから、申立期間の保険料の納付記録が国に適切に報告されていなかったことが推認できる。

また、申立人の、国民年金の被保険者資格喪失日は、オンライン記録では昭和 42 年 4 月 1 日となっているが、国民年金手帳にはオンライン記録とは異なった資格喪失日が記載されており、申立期間当時、申立人の記録管理に不備があった事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成2年3月1日から10年3月31日までA社に継続して勤務し、主にC職をしていた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、平成7年7月1日から8年2月28日まではB社の被保険者となっている。

これは、おそらく、D資格を持っている私の名前を利用するために、両社の社長が相談して勝手に行ったことである。

これは仕方無いとしても、B社において平成8年2月28日に被保険者資格を喪失し、A社において同年3月1日に同資格を取得したこととなっているため、被保険者期間に1か月の欠落が生じていることには納得いかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A社において平成2年8月1日に資格を取得し、10年3月31日に離職となっており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者の記録は、平成8年2月28日にB社において被保険者資格を喪失し、その後、A社で同年3月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間とな

っていない。

しかしながら、申立人が平成7年7月1日にA社の被保険者資格を喪失した際には、同日にB社において被保険者資格を取得しており、被保険者期間に欠落は無い。

また、申立人は、「B社における被保険者期間及び申立期間も、A社において勤務しており、業務内容や勤務形態に変更は無かった。会社の都合でB社における被保険者期間となっているのではないか。」と供述しているところ、A社の同僚は、「申立人は、私の上司であり、申立期間も含めて同じ現場で勤務していた。申立人が、途中で別の会社に行ったり、一旦辞めたりしたことは無い。B社の名前は聞いたことが無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年3月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年 1 月は 41 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 44 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から同年 9 月 6 日まで

私は、A社に平成 13 年 11 月 1 日から 15 年 9 月 5 日まで勤務していた。厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が 26 万円となっており、給与明細書で確認できる報酬額に比べて低額なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書の報酬月額又は保険料控除額から、同年 1 月は 41 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 44 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 38 万円に訂正すること

が必要である。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 7 月及び同年 8 月の給与について、申立人は、未支給であると供述していることから、当該期間について、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管している平成 15 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、従前の標準報酬月額が 26 万円となっていることから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和29年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月12日から同年4月2日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社し、平成元年2月28日に同社を退職するまで継続して勤務していたが、同社本社から同社C支店へ転勤となった時期の厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から、申立人に対し昭和29年2月20日付けでA社C支店への転勤辞令が出されたとの記録がある旨の回答があること、及び申立人が転勤辞令を受け、引き継ぎを行った後、10日後ぐらいに転勤したとしていることから、同年3月12日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年4月のオンライン記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険第三種被保険者であったことが認められるとともに、第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第三種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から27年8月1日まで

私は、昭和20年5月20日にA社B事業所に入社し、23年9月1日から厚生年金保険の第三種被保険者である坑内員として勤務していた。

ところが、厚生年金保険の記録によると、昭和27年8月1日から第三種被保険者となっている。

申立期間を第三種被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が提出した退職金坑内加算計算書によると、申立人の坑内勤務期間は、昭和23年9月1日から48年4月30日までと記載されており、退職金の計算の際に、申立期間についても坑内加算されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に、A社B事業所において坑内労働に従事していたことが認められる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している6名（第一種被保険者5名、第三種被保険者1名）及び申立人について、申立期間中の標準報酬等級の推移を比較したところ、申立人の標準報酬等級は、第一種被保険者より3等級から9等級高く、かつ第三種被保険者の標準報酬等級と同等の推移であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において第三種被保険者であったと認められるとともに、第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）C部における資格取得日に係る記録を昭和39年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月30日から同年6月1日まで  
私は、昭和28年3月9日から平成元年8月31日まで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。  
申立期間当時、異動によりA社B支店から同社C部に転勤したが、勤務は継続しており、被保険者期間に1か月の欠落が生じるはずがない。  
調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社が提出した職歴書、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年5月30日に同社B支店から同社C部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等を保管しておらず、確認することはできないものの納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 23 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、事業主は、申立人が同年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 31 年 8 月 9 日から同年 10 月 10 日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 8 月 9 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 31 年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 11 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 23 年 9 月 21 日から 24 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 31 年 8 月 9 日から同年 10 月 10 日まで

私は、昭和 21 年 5 月から 24 年 7 月まで A 社に勤務していたが、ねんきん特別便では、21 年 11 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 21 日から 24 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたのは間違いないので調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社を退職した後、25 年 12 月から 35 年 8 月まで B 社に勤務していたが、31 年 8 月 9 日から同年 10 月 10 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。その期間はちょうど B 社 D 出張所から同社本社へ転勤した頃なので、調査の上、厚生年金保

険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 23 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 8 月 1 日となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が同年 1 月 1 日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A 社は、申立人が昭和 23 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 21 年 11 月 1 日から 23 年 1 月 1 日までの期間及び申立期間②について、同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は既に廃業しており、事業主も既に死亡していることから、給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、C 社の事業主は、「当時を知る社員により申立人が申立期間③において B 社に在籍していた旨は確認できている。」と回答していること、及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、B 社 D 出張所の資格喪失の原因は転勤と記載されていることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 31 年 8 月 9 日に、同社 D 出張所から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 31 年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和26年11月にA社に入社してから、56年11月16日に退職するまで、同社に継続して勤務していた。厚生年金保険の記録では、申立期間における加入記録がないが、当時は支店長として同社B支店から同社C支店へ転勤した時期であり、給与から継続して保険料を控除されていたと思う。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の転勤辞令、雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年3月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年5月4日から同年6月20日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年5月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月4日から同年6月20日まで  
私は、昭和32年2月4日から同年8月2日までの期間、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に就職した経緯についての詳細な記憶から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の資格取得日が昭和32年6月20日と記載されているものの、標準報酬月額並適用年月日欄に大きく「32. 5. 4 13,000」と記載されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿には、当初の資格取得日が昭和32年4月1日から同年5月7日となっていた多数の者の資格取得日が、1か月から4か月遡って訂正処理されていることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、資格取得日が昭和32年6月20日である申立人を含む43名の名前の後に、同年2月1日から同年4月4日までの期間に資格を取得した11名の名前が記載されており、同被保険者名簿は資格取得日順に記載されていない。

また、年金事務所では、「被保険者名簿の記載内容は不明であるが、資格取得日の訂正の多い事業所であり、申立人の標準報酬月額並適用年月日

欄に記載されている「32. 5. 4」が訂正された資格取得日であったとも考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 32 年 5 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和 32 年 5 月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年 6 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 32 年 2 月 4 日から同年 5 月 4 日までについて、上記のとおり申立人が当該期間に勤務していたことは認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている同僚 16 名に文書照会を行ったところ、複数の者が「昭和 31 年 4 月 1 日から勤務したが、32 年 6 月 19 日までの期間の記録は無い。理由は分からない。」、「昭和 31 年 8 月から勤務したが、32 年 3 月 4 日までの期間の記録は無い。会社は大手の下請で従業員の出入りが激しかったので、ある程度の期間は厚生年金保険に加入させなかったと思われる。」と供述している。

また、上記の被保険者名簿において、従業員の厚生年金保険被保険者の資格取得日を調査したところ、同一日に複数の従業員が資格を取得しており、A社では、従業員の資格取得をまとめて行っていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年1月17日から同年3月15日までの期間について、事業主は、申立人が同年1月17日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年3月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月17日から28年3月頃まで

私は、昭和27年1月17日から28年3月頃までA社（現在は、B社）が所有する船舶Cに乗船していた。年金記録を見ると、その全部の期間が船員保険の被保険者となっていない。確かに乗船していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和27年1月17日から同年3月15日までの期間について、A社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が、同年1月17日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年3月15日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳において申立人は、昭和27年1月17日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年3月15日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社の保管する船員保険の被保険者記録（船員保険被保険者票）において、申立人は、昭和27年1月17日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年3月15日に同資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人の記憶する上司の氏名がA社に係る船員保険被保険者名簿で確認できるほか、申立期間において、同社の船員保険被保険者名簿に記録のある同僚で、船舶Cに乗船していたとする複数の同僚に、申立人から提出された写真を提示したところ、同僚2名は、「申立人に見覚えがある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であると認められ、A社の事業主は、申立人が昭和27年1月17日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年3月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和27年3月15日から28年3月頃までの期間について、申立人は当該期間について、船舶Cに乗船したと主張しているが、申立人が名前を挙げた上司は所在不明である上、上記同僚2名は、「申立人が、いつまで勤務していたか覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について証言を得ることができない。

また、B社に照会したところ、同社の保管する申立人に係る船員保険被保険者票には、当該期間についての記録は無い上、船員保険加入者記録の資料を見てもほかに申立人の記録は見当たらない旨回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除について関連資料を得ることができない。

さらに、上記船員保険被保険者名簿の申立人の名前が記載されている備考欄には保険証回収済と記載されており、昭和27年3月15日に資格喪失後間もなく、健康保険被保険者証が回収されたことがうかがえる。

加えて、上記船員保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

また、申立人は退職日についての記憶は曖昧である上、申立人の当該期間における船員保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年12月1日まで  
私がA社に勤務していた当時に受け取っていた給料は、40万円ぐらいであった。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取った給料と相違している。  
調査の上、私の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年2月28日）より後の7年3月16日付けで、4年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられている。

また、申立人のほかの4名についても、オンライン記録において、申立人と同様、平成7年3月16日付けで標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 57 年 1 月 31 日から同年 9 月 17 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 9 月 17 日であると認められることから、申立人の当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 57 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、28 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 31 日から同年 12 月 31 日まで  
私は、昭和 52 年 2 月 1 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得してから 57 年 12 月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。途中、雇用形態、仕事内容等は全く変わらなかった。それにもかかわらず、同年 1 月 31 日から同年 12 月 31 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿（健康保険厚生年金保険被保険者名簿）によると、申立人の同社における資格喪失日は昭和 57 年 1 月 31 日と記録されているが、当該資格喪失の処理は、同社が適用事業所でなくなった日（同年 7 月 31 日）より後の同年 9 月 17 日に行われている上、申立人を除く 7 名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、複数の同僚は、「A 社は申立期間当時、保険料を滞納していたようだ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人が昭和 57 年 1 月 31 日に厚生年金

保険の被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である同年9月17日とすることが必要であると認められる。

なお、昭和57年1月から同年8月までの標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和57年9月17日から同年12月31日までの期間については、前述のとおり雇用保険の加入記録から申立人の勤務実態は認められる。

しかしながら、前述のように、当該期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、社会保険手続事務及び給与計算事務担当者は、「A社が適用事業所でなくなつてからは、従業員の給与から保険料を控除しなかつた。」旨を述べている。

また、A社の申立期間当時の事業主に対して照会したが、回答は得られなかつた上、経理担当者は既に死亡しており、照会することができなかつた。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年2月18日、34年11月1日）及び資格取得日（33年6月2日、35年3月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を33年2月から同年5月までは6,000円、34年11月から35年2月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月18日から同年6月2日まで  
② 昭和34年11月1日から35年3月1日まで

私は、昭和31年8月5日から35年4月12日まで継続してA社でB職をしていたが、私の年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚が「申立人は、私の入社日には既に働いており、私が退職するまで継続して勤務していた。申立人は班長だったのでよく覚えている。」と供述していることから、申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、「申立人が長期休暇を取った、又は一旦退職し、その後再就職したような事情はなかった。」と供述している。

さらに、同じ職場で同じ仕事をしていた全ての同僚に申立期間①における厚生年金保険被保険者記録に欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期

間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年1月及び同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、複数の同僚が「申立人は、私の入社時から退社時まで継続してA社に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、「申立人が長期休暇を取った、又は一旦退職し、その後再就職したような事情はなかった。」と供述している。

さらに、同じ職場で同じ仕事をしていた全ての同僚に申立期間②における厚生年金保険被保険者記録の欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年10月及び35年3月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年2月から同年5月までの期間及び34年11月から35年2月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社F事業所G工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を20年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

私は、高等小学校を卒業し、A社(現在は、B社)C事業所に昭和19年4月に就職し翌年8月末まで勤務していたが、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間について調査し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したとする高等小学校の同級生で、申立人と同じA社に就職した同僚の証言から、申立人が、昭和19年3月に同校を卒業し、同年4月に同社に就職したことが認められる。

また、A社の人事関係業務を引き継いでいるD社が提出した「C事業所関係 厚生年金保険被保険者名簿(終戦時)」から申立人の氏名及び生年月日が確認できるところ、当該名簿に記載されている複数の被保険者の資格喪失日は昭和20年9月1日となっており、ほかの日付で資格を喪失している者は見当たらない。また、同名簿には資格取得日とみられる記載欄があり、申立人及び同期入社したとする同僚4名は、いずれも「19. 6. 1」と記載されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿には、申立人の資格取得日の記載は無いが、申立人の氏名は確認できる。

一方、A社C事業所の被保険者が記載されている同社F事業所G工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は見当たらない。

しかしながら、上記の被保険者名簿は、記載内容から更新された名簿であるとみられるが、資格取得日順に記載されておらず、厚生年金保険の記号番号及び標準報酬月額が記載されていない者もあることから、申立期間当時、当該被保険者名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元された名簿であると考えられる。

このことについて、日本年金機構H事務センターは、当該被保険者名簿が資格取得日順に記載されていない理由は不明であり、このほかに保管しているA社F事業所G工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は無いと回答している。

また、上記の被保険者名簿によると、終戦時まで在籍していた全員が昭和20年9月1日に資格を喪失していることが確認できることから、A社F事業所G工場が同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったものと考えられる。

なお、厚生年金保険法においては、資格関係等の規定が昭和19年6月1日施行、保険給付及び費用の負担に関する規定が同年10月1日施行であったことから保険給付及び費用の負担に関する規定の施行前は、厚生年金保険料は徴収しない期間であり、法附則第73条の規定により同年6月1日から同年9月30日までは、厚生年金保険の被保険者期間の計算には算入しない期間とされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社F事業所G工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和19年10月1日、同資格の喪失日に係る記録を20年9月1日とする必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記被保険者名簿に記載がある同期に入社した同僚3名の標準報酬月額の記録から、20円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで  
私は、昭和40年4月1日から平成14年3月31日まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間に係る給与支給明細書を所持しているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が保管している人事記録及び申立人が所持する申立期間に係る給与支給明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和46年3月の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成3年9月は28万円、同年10月から4年5月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から4年6月30日まで

私は、A社でB職として働いていたが、厚生年金保険の記録を確認したところ給与は下がっていないのに3年9月から4年5月までの標準報酬月額が下がって記録されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成3年9月は28万円、同年10月から4年5月までは30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年2月28日より後の同年10月7日付けで3年9月から4年5月までの期間に係る標準報酬月額が16万円に訂正され、その後の6年3月30日付けで、上記訂正処理が取り消され、4年3月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額が11万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様にA社の申立期間における厚生年金保険被保険者13名についても、標準報酬月額を遡って訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所当初届け出た平成3年9月は28万円、同年10月から4年5月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和49年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月21日から同年12月21日まで  
私は、昭和48年4月1日から49年12月20日までA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年11月21日となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持している厚生年金基金連合会からの通知には、厚生年金基金の加入期間が昭和48年4月1日から49年12月21日までと記載されている。

さらに、B社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は、昭和49年12月21日となっており、当該確認通知書に申立人と共に記載されている3名の資格喪失日は、オンライン記録における資格喪失日と一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失時に係る標準報酬月額の記載から、8万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年7月31日から3年3月22日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月22日であると認められることから、当該期間の同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成2年7月から同年9月までは34万円、同年10月から3年2月までは36万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から3年5月1日まで

申立期間については、A社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずである。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間に、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成2年7月31日(その後、3年3月22日に変更)より後の3年3月22日付けで、2年10月1日の定時決定の記録を取り消して同年7月31日に喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社の事業主を含む4名についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた3年3月22日であると認められる。

なお、申立期間のうち平成2年7月31日から3年3月22日までの期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、2年7月から同年9月までは34万円、同年10月から3年2月までは36万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成3年3月22日から同年5月1日までの期間については、前述のように、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる賃金台帳や給与明細書等はなく、このほかに保険料控除をうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年9月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年5月までは50円、同年6月から21年3月までは70円、同年4月から22年8月までは570円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年9月11日まで  
私は、昭和19年2月14日から22年9月10日まで、A社（現在は、B社）に勤務していた。しかし、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日が、昭和19年6月1日（被保険者資格期間に算入されるのは保険料徴収開始後の19年10月1日）と記載されているものの、資格喪失日についての記載は無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも資格喪失日の日付について記録されていないが、当該被保険者名簿及び被保険者台帳には、昭和20年6月及び21年4月の標準報酬月額の改定記録が確認できる。

さらに、B社が保管する人事記録には、申立人の入社年月日が昭和19年2月14日、退職年月日が22年9月10日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年9月11日に同資格を

喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該期間の記録から、昭和19年10月から20年5月までは50円、同年6月から21年3月までは70円、同年4月から22年8月までは570円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

年金加入記録を確認したところ、平成15年12月5日付けで冬季賞与が50万円支給されたはずであるが、年金加入記録に標準賞与額の記載が無い。年金事務所に記録の訂正を求めたが、既に2年以上経過しており、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とするためには、第三者委員会の審査で記録訂正が認められることが必要であると言われた。賞与明細書を提出するので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた平成15年12月の賞与明細書から、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和43年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月31日から同年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、同社本社（同社B工場の敷地内にあった同社本社D部に所属）から同社C工場へ転勤となった際の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員記録、雇用保険の加入記録並びに申立人の所持する昭和43年8月分及び同年9月分の賃金明細により、申立人が同社に継続して勤務し（同年8月31日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する賃金明細の控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年6月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年9月29日から39年6月20日まで  
私は、昭和31年9月10日にA社B事業所（現在は、C社D事業所）に入社し、E社に転職するまで勤務していたが、後半の期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社D事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、申立人がA社B事業所において、昭和39年6月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

さらに、C社D事業所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、申立人について、昭和39年6月20日喪失と記載されている。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者資格喪失確認通知書から、2万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和43年12月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月31日から同年12月10日まで

私は、A社には、同社が倒産するまで勤務していた。倒産後、すぐに国民年金に加入したが、厚生年金保険被保険者記録は、昭和43年8月31日が資格喪失日と記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和43年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月10日より後の同年12月23日付けで行われていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人と同日の昭和43年12月23日付けで、遡って資格の喪失の処理がなされている者が11名確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚から「申立人も含め、ほとんどの人が、昭和43年12月の倒産まで勤務し、厚生年金保険料も控除されていると思う。」とする供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和43年8月31日に

被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月10日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から6万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年3月18日、資格喪失日が10年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月1日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C支店における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和50年3月17日から現在までA社に勤務しているが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年3月18日、資格喪失日が10年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月1日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社が提出した申立人に係る個人台帳及び経歴台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成10年5月1日に、同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成10年3月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成10年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から41年3月までの期間及び42年4月から45年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和58年4月から60年3月までの期間及び62年4月から平成7年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から41年3月まで  
② 昭和42年4月から45年12月まで  
③ 昭和58年4月から60年3月まで  
④ 昭和62年4月から平成7年10月まで

私は、私の夫が昭和38年7月に厚生年金保険の適用事業所を退職して自営業を始めたすぐ後に、自宅に国民年金の集金人が訪ねて来るようになったことから、国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を、その集金人に納付したことを記憶している。45年12月に他市に転居してしばらくの間は、保険料を納付していなかったが、57年4月に免除の申請を行った後は、免除を取り消す旨の申請などを行った記憶は無いため、厚生年金保険の被保険者となった平成7年11月までの期間は、申立期間③及び④を含めて全てが申請免除期間となっているはずである。申立期間①、②及び③が保険料の未納期間とされ、申立期間④が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫が昭和38年7月に厚生年金保険の適用事業所を退職して自営業を始めたすぐ後に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①当時居住していた区に対して40年8月に払い出され

たものであることから、申立期間①当初における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料として、2,200円から2,300円程度を、毎月集金人に納付していたとしているが、当該期間当時、申立人が居住していた区においては、保険料の集金は3か月ごとに行われていたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①及び②について実際に納付した場合の金額と大きく相違していることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、昭和57年4月に国民年金保険料の免除の申請を行ったことにより、当該期間の保険料も免除されていたはずであると主張しているが、当該期間当時申立人が居住していた市においては、保険料の免除の申請手続は毎年行う必要があった上、申立人は、同手続を毎年行っていたかどうかについての記憶が定かではないとしていることから、当該期間における免除の申請手続の状況が不明である。

また、申立期間③及び④は合計で120か月以上に及び、かつ、申立人は、当該期間を通じて同一市内に居住していることから、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることも考え難い。

さらに、申立期間④のうち、平成7年\*月から同年10月までの期間については、申立人が60歳に到達した以後であり、申請免除期間とはなり得ない。

加えて、申立期間③及び④の国民年金保険料の納付が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

平成元年4月頃、私の母親が区役所の支所で、国民年金の加入手続きを行ってくれ、国民年金保険料も、同年同月から、同支所で、毎月現金で納付してくれていた。

私は、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれて、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月頃、その母親が区役所の支所で、国民年金の加入手続きを行い、毎月現金で国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続きは、3年4月又は同年5月に行われたと推認され、申立人が述べている加入手続き時期と異なる上、申立人の所持する年金手帳の資格記録欄の国民年金被保険者資格取得日にも、3年4月1日と記載されている。

また、申立期間当時、申立人は大学生であり、申立人が国民年金に加入するには、制度上任意加入することになるが、申立人の国民年金の加入手続き時期と推認される平成3年4月又は同年5月以降の時点においては、遡って国民年金保険料を納付することができないことから、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述を実施したものの、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 56 年 1 月まで

私は、時期や場所は分からないが、国民年金の加入手続きを行い、その後、集金人に国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間当時は、経済的にも恵まれており、保険料を納付しない理由は無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所は分からないが、国民年金の加入手続きを行い、その後、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に初めて付番された国民年金手帳記号番号の特殊台帳には、申立人が申立期間当時居住していたとする区及び市の住所が記載されておらず、申立人が、その当時、住所変更手続きを行っていなかったものと推認できることから、集金人が、申立期間の国民年金保険料を収納していたとは考え難い。

さらに、申立期間は、142 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から 63 年 6 月まで

私が 20 歳になった頃、母親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始する旨を話していた記憶がある。また、同時期に、母親が私の兄姉についても保険料を納付しているとも話していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親からは証言を得ることができないなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行った時期について、申立人は 20 歳になった昭和 62 年\*月頃であると述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の付加保険料の納付状況などから、平成 2 年 8 月頃と推認でき、申立内容と一致しない上、その時点では、時効により申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立人の母親は、平成 2 年 8 月頃と推認できる加入手続時期から遡って納付可能な昭和 63 年 7 月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、その母親が申立人の兄及び姉の国民年金保険料も納付

していた旨を述べているが、両名は、20歳直後の学生期間においては、国民年金に任意加入しておらず、両名から、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせるような証言を得ることはできなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に就職する際に、父親から、現在所持している年金手帳を渡され、私が学生のとときから国民年金に加入していたことを知った。

母親が、私が学生であった期間の国民年金保険料を全て納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が学生であった期間の国民年金保険料を全て納付しているはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録では、申立期間後の昭和 61 年 10 月に、社会保険事務所(当時)において、納付書が作成されていることが確認できるところ、その時点では、申立期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料を遡って納付したことは無いとしていることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 2 月まで厚生年金保険に加入していた。その後は、国民年金に加入していなかったが、49 年 3 月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、46 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付した。加入手続後、年金手帳は受け取っていないが、保険料を毎月、市役所で納付し、51 年頃に市役所に行き、年金手帳を発行してもらった。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、23 歳であった昭和 49 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、46 年 3 月までの国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金の加入手続日から、申立人の加入手続時期は 52 年 3 月頃と推認され、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人の特殊台帳及び昭和 51 年度の年金徴収リストから、申立人は、昭和 52 年 4 月頃に昭和 51 年度の国民年金保険料を遡ってまとめて納付していたと推認されることから、昭和 49 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、それ以降は毎月、市役所で保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭

和 52 年 3 月頃は、特例納付制度の実施時期ではないため、同時期に同制度により国民年金保険料を納付することはできない。仮に第 2 回特例納付制度の実施期間中である 49 年 3 月に申立人が述べるように国民年金の加入手続を行い、同時期に同制度及び過年度納付により、申立期間の保険料を納付していたとしても、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料を実際に同方法により納付した場合の保険料額と大きく相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から56年3月まで

私は、昭和56年9月に、市役所の分室で国民年金の加入手続を行った。

その当時、母親から、国民年金保険料を20歳まで遡って納付するように助言されていたので、市役所の分室で、私が20歳になった49年\*月から56年9月までの保険料を遡って一括して納付した。

その際、領収書は渡されなかったが、昭和49年\*月まで遡って国民年金保険料を納付しているからこそ、私が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和49年\*月\*日」と記載されているのであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月に、市役所の分室で国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった49年\*月から56年9月までの国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、i) その当時、当該期間の保険料を遡って一括して納付することができる特例納付制度は実施されていないこと、ii) その当時、市役所の分室では、過年度保険料を収納することができなかったことが確認できること、iii) 申立人が遡って一括して納付したとする金額は、仮に、当該期間の保険料を遡って一括して納付したとして計算した保険料額と相違していることから、申立人が当該期間の保険料を遡って一括して納付したとは考えにくい。

また、申立人は、昭和49年\*月まで遡って国民年金保険料を納付しているからこそ、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和49年\*月\*日」と記入されていると主張しているが、この「被保険者となった日」は、保険料の納付の有無にかかわらず、強制加入期間の初日

まで遡及することから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5274

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 7 月まで

私が 20 歳になった昭和 46 年\*月頃、私の父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、当時、町工場を経営していた私の父親が、家族の分を集金人に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 46 年\*月頃、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、家族の国民年金保険料と併せて申立人の保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 48 年 8 月と推認できることから、申立期間の一部の期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付することが可能であるものの、申立人と同日に国民年金の加入手続を行ったその母親についても、同年同月から保険料が納付済みとなっている点を踏まえると、申立人が、申立期間の保険料を遡って納付したとは考え難い。

さらに、申立期間の前後を通じて同一市内に居住し続けていた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 54 年 6 月まで

私は、20 歳になった昭和 45 年\*月、当時、住み込みで働いていた会社の社長に同行して区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を交付されたことを憶えている。国民年金保険料については、会社が私に代わって納付してくれていたはずであり、会社の同僚もその旨を証言しており、その同僚は 20 歳の頃から保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳になった昭和 45 年\*月、勤務先の会社の社長に同行して、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取った旨を主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された 20 歳到達直後に加入した被保険者の保険料納付開始時期などから、52 年 11 月から 53 年 1 月までの間と推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人が主張する時期に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人は申立期間当時から現在所持する手帳記号番号が払い出されるまでの間、住所の異動が無かったことから、同一の区内で申立人に複数の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、会社が納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付に関与していたとされる当時の会社の社長は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、会社が申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張に

については、会社が保険料を納付していたと思うとする社員はいるものの、申立期間当時、申立人と同じ会社に勤務し、現在もその会社に勤務している複数の社員は、申立期間当時、会社が社員個人の保険料を納付していたことを明確に否定していることを考え合わせると、申立期間について、会社が申立人の保険料を納付していたと推認することは困難である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月及び同年7月

私は、平成12年6月に、区役所で、国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間後は、学生納付特例の申請を行い、平成17年4月に、その期間の国民年金保険料を追納した。

その追納を申し出た際に送られてきた国民年金保険料の追納通知書は、平成12年8月から13年3月までの保険料の分だけであり、申立期間の分は送られてこなかったため、申立期間の保険料は、既に納付済みであることが証明できる。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、その時期、場所、金額及び方法についての記憶が曖昧であり、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、平成17年4月に、既に承認されていた学生納付特例期間の国民年金保険料を追納するに当たり、申立期間直後の12年8月から13年3月までの保険料の追納通知書のみが送付され、申立期間の分は送付されなかったことをもって、当該期間の保険料は、既に納付済みであったはずであるとしている。しかし、オンライン記録では、申立人の学生納付特例の申請は、12年9月に行われ、当該時期の制度上、その前月である同年8月から13年3月までの期間について、当該申請が承認されるものであり、申立人は、その時点において、申立期間の保険料に係る当該申請を行うことができず、学生納付特例期間とならなかったものと考えられる。そのため、申立期間の

保険料については、学生納付特例期間の保険料に係る追納とは異なり、納付することができるのは、納期限の翌日から2年を経過した日までであり、申立人が学生納付特例期間の保険料の追納を申し出た17年4月の時点においては、既に、申立期間の保険料を納付することができないため、当該期間の保険料の追納通知書が送付されることは無く、そのことをもって、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとする証明にはならない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月まで  
② 昭和 63 年 12 月

私は、申立期間①及び②について、昭和 62 年 4 月頃及び 63 年 12 月頃に、勤務先を退職後、区役所の出張所で、それぞれ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、いつ頃であったか定かではないが、同出張所で納付書に現金を添えて納付していた。

私は、申立期間①及び②について、それぞれ国民年金の加入手続を適切に行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、昭和 62 年 4 月頃及び 63 年 12 月頃に、区役所の出張所で、それぞれ国民年金の加入手続を行い、納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は平成 6 年と推認でき、申立人の述べている国民年金の加入手続時期と異なる。

また、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成 6 年時点において、申立期間は時効により、国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②当時、申立人が適切

に、国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていた場合には、なされることのない同資格の取得及び喪失記録の追加処理が平成6年11月に行われていることが確認できることから、申立内容には齟齬<sup>そご</sup>がみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、大学院に進学した昭和 51 年 6 月頃、大学院生は国民年金に加入しなければならないという話を聞いたことから、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同年 4 月まで遡って納付し、その後は口座振替により納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学院に進学した昭和 51 年 6 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その際交付されたとする申立人の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から、57 年 10 月に払い出されていることが確認できることから申立内容と一致しない上、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 51 年 6 月頃に国民年金の加入手続を行った後、同年 4 月までの国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、区の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、57 年 11 月に同年 4 月から同年 11 月までの保険料を遡って納付していることが確認できることから、申立人の主張は、同年 10 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後に、同年 4 月まで遡って保険料を納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

さらに、申立期間は 72 か月に及び、申立人は当該期間を通じて同一区内に居住していることから、同一の行政機関が長期間にわたり事務処理を続けて

誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5279

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から53年10月まで

私は、昭和44年4月、新設されたばかりの市の行政センターで、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、女性の集金人が隔月で各戸を回って集金していた。保険料の額は7,000円から8,000円ぐらいだったが、最初の頃はもっと少なかったと思う。53年10月頃、市の開発事業のため転居したので、保険料の納付を取りやめた。54年には他市に移り、55年12月に再び国民年金の加入手続を行った。転居時に領収書などを紛失してしまったが、申立期間に国民年金に加入し保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月、新設されたばかりの市の行政センターで、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、その際に国民年金手帳が発行されたか憶<sup>おぼ</sup>えていないなど、記憶が曖昧であり、国民年金への加入状況が不明である。

また、申立人は、隔月に訪れる集金人に国民年金保険料を納付する都度、領収書を受け取っており、その額が7,000円から8,000円ぐらいの時期もあったとも述べている。しかし、納付したとする保険料の額は、申立期間における実際の保険料の額とは大きく異なっており、むしろ55年12月の再加入以降の期間の保険料の額に近いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人が申立期間当時居住していた市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い

出されている必要があるが、その形跡も見当たらず、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入で保険料を納付することができなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年 2 月頃に、夫が、社会保険事務所（当時）で、私と夫の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行った際に、夫が、社会保険事務所の窓口で、私と夫の二人分を一緒に遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月頃に、その夫が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51 年 3 月頃に連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、同年 1 月又は同年 2 月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人夫婦は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その夫が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行った際に、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人夫婦の申立期間の保険料を納付したとするその夫は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 2 月頃に、社会保険事務所 (当時) で、私と妻の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行った際に、私が、社会保険事務所の窓口で、私と妻の二人分を一緒に遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月頃に、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51 年 3 月頃に連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、同年 1 月又は同年 2 月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人夫婦は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行った際に、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、既に亡くなっており、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況について直接聴取することができないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5282

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から47年9月まで

私は、公務員を辞めたのを契機に、時期や場所は、はっきりと憶<sup>おぼ</sup>えていないが、自分で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の父親又は母親が納付してくれたと思う。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、公務員を辞めたのを契機に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その父親又は母親が納付してくれたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期や場所についての記憶が定かではない上、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとするその父親及び母親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、81か月に及び、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、同一の行政機関がこれだけ長期間にわたる事務処理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月

私は、昭和57年5月に会社を退職した後、国民年金保険料を納付するよう督促状が届き、すぐに国民年金の加入手続を行い、金額は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、B市役所の支所で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年5月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、平成3年6月頃と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない上、その時点で申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、同年同月に払い出された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付するよう督促状が届き、すぐにB市役所の支所で保険料を納付したと述べているが、申立期間当時、申立人は、A市に居住していたことから、B市役所の支所で申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から同年5月まで

平成4年2月頃、私は勤務先を退職したことに伴い、A市役所で国民健康保険の加入手続を行っているので、国民年金も加入手続を行ったはずである。その際、年金手帳が発行されたかは記憶に無い。

申立期間の国民年金保険料については、納付場所や金額などの具体的な記憶は無いが、自ら納付書で納付した。公金を未納にしたことはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年2月頃、A市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行ったと主張している。しかし、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達直後に加入した被保険者の国民年金保険料納付開始時期などから、6年6月頃と推認されることに加え、その手続場所も手帳記号番号からB市役所であると確認できることから、申立内容と一致しない上、申立人は、加入手続時において年金手帳の交付を受けたのか定かではなく、保険料についても、納付場所及び保険料額等の具体的な記憶が曖昧であるなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

ちなみに、一般的に国民健康保険の加入手続と国民年金の加入手続は別に行われており、国民健康保険の加入手続を行ったことをもって国民年金に加入したことの証左にはならない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる平成6年6月の時点では、申立期間の国民年金保険料の過半については、時効により納付することができず、申立人も保険料を遡って納付した記憶は無いことから、申

立人が申立期間の保険料を納付するためには、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことを踏まえると、加入手続が行われるまでは、申立期間は未加入期間であったと考えられ、納付書が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年3月4日まで  
② 昭和30年4月1日から32年10月まで

私は、高校を卒業後、1年ほどしてから父と共にD県に引っ越した。A社に昭和28年6月から32年10月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②における同社の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年6月1日から32年10月までの期間にA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、「A社に入社後、受験のため、半年ぐらい仕事に就かなかった時期があった。」と供述している。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間において、申立人の父と一緒にA社に勤務し、その後、一緒にC社に転職したと述べているが、オンライン記録により、申立人の父は、昭和30年3月13日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している。また、その後、31年10月1日にB社の被保険者資格を取得し、32年3月1日に同資格を喪失し、さらに同年7月1日に申立人が一緒に転勤したとするC社において被保険者資格を取得していることが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、A社は「当時の資料が無いため不明。」と回答しており、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の父及び当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立

人は、昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、同年 11 月 1 日に同資格を喪失し、29 年 3 月 4 日に被保険者資格を再度取得後、30 年 4 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

なお、申立期間②において、申立人の父の B 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を縦覧したが、当該名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 2 月 15 日から同年 6 月末日まで A 社（現在は、B 社）C 工場に D 職として勤務していた。

当時、私の父と兄が A 社に勤務していたことから、私も同社に入社したいと思っていたところ、D 職の募集があり、同社に入社することができた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した工員名簿から、昭和 32 年 2 月 10 日から同年 4 月 13 日までの期間については、申立人が A 社に勤務していたことが確認できるが、申立期間のうち、同年 4 月 13 日から同年 7 月 1 日までの期間については、複数の同僚に照会したものの、申立人が同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、「私は D 職だった。」と供述しているところ、A 社において厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚は、いずれも「私は正社員だった。」と供述しており、そのうちの 1 名は、「当時、D 職は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、上記の同僚のうち 1 名は、「私は、D 職として入社し、その後、時期は覚えていないが、試験を受けて正社員になった。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該同僚は、自身が記憶する入社日の

約1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社は、「当時の社会保険関係の資料は保管していない。」と回答している上、申立人も、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 16 日から 35 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 2 月 15 日から 40 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 5 月 1 日から 48 年 4 月末まで A 社の経理担当者として勤務し、この間、併せて私の父が死亡した 30 年\*月\*日以降、父が設立した B 社の経理も手伝っていた。このような状況の中で、35 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 15 日までの期間の B 社における厚生年金保険の被保険者記録はあるが、申立期間①及び②については、被保険者記録が無い。この 2 つの期間には主に A 社で勤務していたと思うので、同社における厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A 社の経理事務を行いながら、申立人の父が亡くなった昭和 30 年\*月\*日以降、申立人の父が設立した B 社の経理事務も手伝っていたと供述しており、A 社の代表者宅に勤務していた当時の従業員も同様の証言をしていることから、申立人が同社と B 社を掛け持ちで勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A 社の事業主は既に死亡していることから、同社における厚生年金保険の被保険者記録のある期間と申立期間①及び②における申立人の勤務内容及び勤務実態が同一であったかどうか確認することができない。

また、A 社が労務管理を委託していた労務管理事務所の担当者は、当時の資料は無く、記憶も無いとしていることから、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社はその後、C 社に吸収合併されているが、当時の資料は引

き継いでおらず、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた数名の同僚に照会したが、申立人を知る同僚から回答はあったものの、申立期間①及び②に係る保険料控除について確認することができない。

また、B社は既に事業を廃止している上、当時の同社の事業主（申立人の兄）は、現在入院治療中であり、申立人の申立期間①及び②当時の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、保険料控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から31年10月まで

私は、昭和30年4月にA社に入社後、Bに係る業務に従事し、31年10月まで継続して同社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間について加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚6名について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿並びに当該同僚及び申立人の供述により、同社の在職期間と厚生年金保険被保険者期間を検証したところ、全勤務期間が被保険者期間となっている者は1名、勤務期間の前半のみ被保険者期間となっている者が3名、申立人と同様、全勤務期間が被保険者期間となっていない者が2名となっており、事業主は、厚生年金保険について、従業員ごとに、異なる取扱いを行っていたと考えられる。

また、上記の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、整理番号は連続しており欠番は無い。

さらに、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 21 日まで

私は、平成 2 年 2 月 13 日から A 社 B 支店に勤務していたが、C 国の同社で勤務した期間のうち、7 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 21 日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、日本の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨を会社から聞いておらず、会社の不正ではないかと疑っている。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の供述から、申立人が申立期間に C 国の A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚は、「申立人は当初日本への帰国を前提として C 国の A 社に行ったが、その後、C 国での継続勤務へ変更になったと聞いている。」「通常は、日本に帰国することが前提となるため、日本の厚生年金保険被保険者資格のままにする。」と述べていることから、申立人は C 国での継続勤務となった際に日本の厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、別の同僚は、「C 国内の A 社に採用された時は C 国の年金制度に加入し、その後日本に転勤になった時は、C 国の年金制度を脱退し、日本の厚生年金保険に加入した。」と述べており、同社では転勤時は、それぞれの国の厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、企業年金連合会から提出された資料によると、申立人の A 社 B 支店における厚生年金基金の加入員資格喪失日は、平成 7 年 6 月 1 日とされており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、申立人は、C 国在住時に日本の厚生年金保険の被保険者記録が

途中で途切れていることに気づき、その後、国民年金に加入し保険料を納付したと述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5282 (事案 1272 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 27 日から同年 10 月 10 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 15 日から 39 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 5 月 27 日から同年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 7 月 30 日まで

私は、申立期間①について、A社B課のC職として約6か月間D国へ渡航した。もう一度調査し、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、申立期間②及び③について、E会の紹介で、昭和36年2月15日から40年6月30日までF社でC職として勤務していた。E会からの賞状を提出するので、申立期間②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、私は、申立期間④について、G社でC職として勤務しながら、弟子たちの教育をしていた。申立期間を変更するので、もう一度調査し、申立期間④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持しているパスポートから、申立人は、H社嘱託としてD国に渡航していたことが確認できるものの、A社及びH社での勤務実態が確認できず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、及び申立期間④については、申立人が記憶する同僚の証言から、時期は特定できないが、申立人がG社に勤務していたことは推認できるものの、同社が保管する「昭和42年6月1日現在の職員名簿」には申立人の氏名は無い上、同僚の一人は、申立人は正社員ではなかったのではないかと

と述べていることから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料を提出しておらず、申立期間①はA社に勤務していたと主張し、申立期間④については、前回、昭和 42 年 1 月 10 日から 43 年 8 月 30 日までであった期間を 41 年 10 月 1 日から 42 年 7 月 30 日までと変更してG社に勤務していたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びE会が保管している昭和 39 年度の永年勤続者名簿から、申立人が当該期間において、F社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、F社は、昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、F社の事業主及び昭和 39 年 5 月 1 日以前から同社に勤務していたとしている複数の者は、申立期間②において厚生年金保険被保険者の記録が無いことが確認できる。

さらに、I健康保険組合における申立人の資格取得日は、昭和 39 年 5 月 1 日となっており、オンライン記録における申立人のF社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

加えて、申立人は、申立期間②のうち、昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、昭和 40 年 6 月 30 日までF社に勤務していたと述べている。

しかし、I健康保険組合における申立人の資格喪失日は、昭和 40 年 5 月 27 日となっており、オンライン記録における申立人のF社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

また、申立人が記憶する同僚及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間③に被保険者記録がある者で連絡先の判明した者に対して、同社における申立人の当時の勤務実態等について照会したが、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、F社では、当時の人事記録などを保管しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②及び③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月15日から32年12月16日まで  
年金記録を確認したところ、昭和28年4月15日から32年12月16日までの期間の船員保険被保険者記録が欠落していた。その期間は、A丸とB丸に船長として乗船し、長期間仕事を休んだことは無いので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時におけるA丸及びB丸に係る業務内容の具体的な記憶から、申立人がA丸及びB丸に乗船していたことが推認できる。

しかし、船舶所有者名簿から申立期間当時、A丸の所有者C（個人船主）及びB丸の所有者D（個人船主）は、船員保険の適用事業所となっておらずA丸及びB丸は適用船舶となっていない。

また、申立人は、「A丸及びB丸では、沖に停泊している船舶から荷物を積み、倉庫まで運ぶ仕事で湾外に出られなかった。」と述べており、「平水区域」を航行区域とする船舶であったと認められ、A丸及びB丸は船員保険の適用除外に該当する。

さらに、船舶所有者であるC及びDは船員保険の適用事業所でなくなっており、当時の状況は確認できず、申立人は、「申立期間はA丸及びB丸では、1人勤務であった。」と述べており、同僚からも申立期間当時の状況を確認することができない。

加えて、複数の氏名検索を行ったが、申立人に関する新たな記録は確認できず、船舶所有者C及びDは、厚生年金保険の適用事業所としての記録も無い。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで  
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成 4 年 3 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額が低く変更されている。申立期間当時は、150 万円の給与を受け取っていたので、標準報酬月額を変更前の 53 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初 53 万円と記録されていたところ、平成 6 年 4 月 5 日付けで、遡って 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間より前から現在まで、同社の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「平成 7 年 11 月頃社会保険事務所（当時）に社会保険料の滞納分の支払について相談に行ったところ、社会保険事務所から役員報酬を 6 年 10 月に遡って下げることで充当できると勧められ、取締役会議事録を作成して、同年 10 月に月額変更の届出をした。」と供述をしている。

さらに、社会保険事務所が提出した保険料収納状況照会回答書により、平成 5 年 11 月 1 日時点において、A社は既に保険料を滞納していたことが確認できることから、申立期間における標準報酬月額が減額処理された 6 年 4 月 5 日の処理手続に関しても、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 50 年 3 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで、A社B工場で正社員のC職として勤務していたにもかかわらず、ねんきん定期便では厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B工場でC職として勤務していたと述べている。

しかし、雇用保険被保険者記録照会からも、申立人のA社に係る被保険者記録を確認することができない上、同僚調査においても、申立人が申立期間に同社B工場に勤務していたことをうかがわせる証言が得られなかった。

また、A社の事業主は、「当社が保管する厚生年金保険加入者の台帳において、申立人の記録は無いことから、申立人の厚生年金保険加入に係る届出は行っておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除が確認できない。

さらに、A社が加入するD厚生年金基金は、「申立人に係る厚生年金基金加入員記録は存在しない。」と回答している。

加えて、オンライン記録により、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を示す給与明細書等の資料は所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、C社を昭和 40 年の年末に辞め、翌年の 1 月から A社に勤務したが、勤務した当初の厚生年金保険の加入記録に欠落期間がある。

また、次の B社に勤務した時に、社会保険事務所(当時)から厚生年金保険料 1 か月分を払うように言われ、支払ったが、勤務した当初の厚生年金保険の加入記録に欠落期間があるので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 41 年 1 月 1 日に A社に入社したと主張しているが、同僚 8 名に照会したところ、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、入社時期については証言を得ることができなかった。

また、当時の A社の経理担当者は、「当時、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している上、複数の同僚も雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は同日であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間当時の厚生年金保険の加入状況をみると、昭和 39 年 10 月 1 日に 5 名、40 年 4 月 1 日に 15 名、41 年 2 月 1 日に申立人を含む 3 名が厚生年金保険に加入しており、同社では一定期間まとめて厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 54 年 11 月 1 日に B 社に入社したと主張しているが、同僚 5 名に照会したところ、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、入社時期について証言を得ることができなかった。

また、B 社の申立期間②当時の経理担当者は、「社員は、入社と同時に雇用保険及び厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、当時の同僚 3 名も雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は同日であることが確認できるところ、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、事業主は、「会社は倒産し、社会保険関係の書類は一切処分した。」と述べており、申立人の申立期間②に係る保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は B 社に勤務していた時に社会保険事務所から同社に係る厚生年金保険料が 1 か月分不足していると言われ、振り込んだ記憶があり、同社の厚生年金保険の加入記録に 1 か月の欠落期間があることは納得できないと述べているが、管轄年金事務所は厚生年金保険料を個人宛に請求することは考えられないと回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5287 (事案 505 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 9 日から 36 年 1 月 30 日まで  
オンライン記録では、昭和 34 年 3 月 9 日から 36 年 1 月 30 日までの A 社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、34 年 3 月 9 日に就職列車で B に出て同社に入社し、正社員として C 職及び D 職をしていた。私は、同社は健康保険及び厚生年金保険に加入する事業所で、保険料は給与から控除され納付もされていると思っていた。当時の同僚等の名前を思い出したので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、申立人が名前を挙げた同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に在籍していたことは推認できるが、社会保険庁(当時)の記録では、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、当時の同僚 5 名の氏名を挙げていることから再調査したが、連絡の取れた 2 名のうち 1 名は、「A 社は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、また、別の 1 名は、「当時、私は給与計算事務を担当していたが、社員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。A 社の社員は昭和 36 年に国民年金に加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べているところ、オンライン記録から、当該給与計算事務を担当していた同僚は、35 年 10 月から国民年金に加入(保険料納付は 36 年 4 月から)していることが確認できる。

このほかに、申立人から厚生年金保険料の控除を示す新たな資料の提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 7 月 2 日から 21 年 5 月 1 日まで  
夫の厚生年金保険の被保険者記録によると、A社において昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、20 年 7 月 2 日に同資格を喪失した後、B社において 21 年 5 月 1 日に再度資格を取得したと記録されており、申立期間に係る記録が無い。

夫は大学を卒業後、A社に入社したが、戦争には行っておらず、就職してから仕事に就いていない時期は無かったため、厚生年金保険の被保険者記録に 10 か月の欠落期間があることは考えられない。申立期間には、A社かC社のどちらかに勤務していたことは間違いないと思うので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の甥<sup>おい</sup>に照会したところ、「私は一緒に勤務したわけではないが、申立人は、申立期間当時、C社D工場に勤務していた。」と供述している。

しかしながら、当時、C社D工場に勤務していたとする元従業員は、「申立期間当時、既に同社D工場は休止しており、私は、同社D工場において残務処理をしていた。終戦時には、残務要員が 200 名ぐらいいたが、徐々に減っていった。昭和 20 年 10 月頃には工場の残務処理が終わり、残っていた約 100 名が別の工場へ異動した。私は、昭和 3 年生まれであるが、当時、明治生まれの人がいたことは記憶していない。また、私が知っている当時の同僚にも聞いてみたが、申立人のことを覚えているという人はいなかった。」と供述している。

また、C社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和20年7月2日から21年5月1日までの期間に被保険者資格を取得している者はおらず、同じF県内にあった同社G工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に資格を取得した被保険者の中に申立人の名前は見当たらない。

さらに、C社の継承会社でもあるA社は、「当時のA社及びC社に係る資料については一部保存があるものの、その中に、申立人に係る記録は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人の遺族も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から28年11月1日まで

私は、A社が昭和26年末に閉鎖したため、同社の推薦でB社C支店に就職し、D県のE市に派遣された。

D県で勤務していたが、B社C支店に籍を置いて派遣されていたので、厚生年金保険には加入していたと思う。B社での就労期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の担当者は、昭和24年からD県においてF軍から工事を請け負っており、27年1月には工期が遅れていたために同社C支店で人員を集め、D県に作業員を派遣した時期であると述べていることから、申立人の供述と一致しており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がA社及びB社における上司であったと供述している者の厚生年金保険の記録を調査したところ、申立人と同様にA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名を確認することができるが、B社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名を確認することができない。

また、上記の上司は、申立期間のうち昭和27年6月1日から28年4月25日までの期間に、B社とは別の事業所において被保険者資格を取得しているが、当該事業所の被保険者として申立人の氏名を確認することができず、当該上司は連絡先が不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人がB社と一緒に就職し、仕事の内容や雇用形態が同じだ

ったとして名前を挙げた同僚についても、オンライン記録において申立期間の被保険者記録は無く、同社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、その氏名を確認することができない。

加えて、昭和27年1月27日に書き換えられたB社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む26年12月1日から28年12月26日までの期間に被保険者資格を取得した者は34名であるが、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できない。

また、B社の社史に「G工事に全力傾注した。昭和27年～28年には、社員のほぼ半数を占める184人、本土からの職方約800人、現地採用の労務者3,000人を動員していた。」と記載されているが、同社の担当者は、「現地の事業所については社史にG事業所の写真があるが、現場事務所のようなもので、受注した工事ごとの活動だったと思われ、詳細については分からない。また、D県にある事業所に勤務した従業員の厚生年金保険の取扱いについては当時の記録が無いので不明である。」、「社内的人事データ及び本社の人事関連の文書のいずれにも申立人の記録は確認できず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除についても不明である。」と回答している。

さらに、D県の厚生年金保険制度創設は昭和45年1月1日であり、申立期間当時はD県に厚生年金保険制度は無かった。

加えて、申立人は申立期間の給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 8 月 10 日まで

私は、昭和 35 年 3 月末に集団就職でA社に入社し、B職として勤務していたが、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、41 年 8 月に退社して帰郷したが、同年 2 月 1 日から同年 8 月 10 日までの厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務内容に係る記憶及び同僚の供述から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「学校を卒業後の 3 月末に申立人を含め 8 名ぐらいでA社に集団就職した。入社後、仕事を覚えるための試用期間があった。」と供述している。

また、上記の同僚及び集団就職したほかの同僚 6 名の厚生年金保険の資格取得日は、申立人の資格取得日と同日であり、事業主は昭和 35 年 9 月 1 日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主は申立人について、資格取得日を昭和 35 年 9 月 1 日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認でき、当該資格取得日は、オンライン記録における資格取得日と一致している。

加えて、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することはできない。

申立期間②について、申立人は、A社に昭和 41 年 8 月 9 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、事業主は、当時の給与関係資料を保管していないことから、申立人の保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は申立人について、資格喪失日を昭和 41 年 2 月 1 日として社会保険事務所に届け出たことが確認でき、当該資格喪失日は、オンライン記録における資格喪失日と一致している。

加えて、申立人は、申立期間②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 5 日から同年 6 月 11 日まで  
② 昭和 32 年 9 月 26 日から同年 12 月 26 日まで

私は、C軍基地に勤務していた兄に教えられ、昭和 32 年 3 月 5 日に A 基地内にあった B 社に入社し、同年 12 月 25 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、申立人が同僚として名前を挙げた 1 名は、「申立人が B 社に勤務していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間については不明である。」と供述している上、申立人から提出された B 社に在職中に撮影したとする写真は、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある期間に撮影されたものであるため、申立期間①及び②の勤務実態を確認することはできない。

また、申立人は、別の同僚 1 名及び B 社のマネージャーの氏名を覚えていたが、この 2 名は既に死亡しているため申立人の勤務実態について照会することができない。

さらに、申立期間①当時、B 社に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることはできなかった。

加えて、B 社は、昭和 32 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でな

くなっている上、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚に照会したところ、複数の者は、「同社の従業員は、全員、同年9月25日に退職した。」と供述し、同日以降に厚生年金保険料を控除されたとする者はいなかったことから、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月頃から 33 年 8 月頃まで  
私は、昭和 30 年 4 月頃から 33 年 8 月頃まで、A社においてB業務をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の所在地や勤務内容などの記憶及び複数の同僚による証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社における申立期間当時の事務担当者は、「当時、アルバイトやパートの人も多く、それらの者は厚生年金保険に加入させていないと思う。」と証言している。

また、申立人が記憶する複数の同僚の中にA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されていない者がいることを踏まえると、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人の名前が見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料を所持していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる資料等が無く不明と回答している。

このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 30 日から 41 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 8 月 11 日から 42 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 50 年 10 月 5 日から 51 年 2 月 5 日まで

私は、A社における昭和39年12月30日から41年2月1日までの期間、B社における同年8月11日から42年4月1日までの期間及びC社における50年10月5日から51年2月5日までの期間について、厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが分かったので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社での作業内容、事業主、勤務場所等について具体的に記憶しており、また、職場の同僚等との旅行の写真を所持していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社名A社で事業所を検索した結果、オンライン記録では3事業所が確認できたが、いずれも申立人が勤務していたとするD県E市内に事業所は無く、また、申立期間①当時に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は無かった。

また、申立人は、当時の同僚について姓しか記憶していないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社での作業内容、勤務場所等を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は同僚の名前を記憶していない上、申立期間②にB社における厚生年金保険被保険者記録があり住所の分かった同僚7名に文書照会したところ、全員から回答があったが、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社の事業主は、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であると回答している。

申立期間③について、申立人は、C社での作業内容、勤務場所等について具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立期間③当時、申立人が勤務していたとするF県G市内においてC社という名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は見当たらなかった。

また、申立人がC社の親会社で所在地がF県であったと述べているH社について、事業所を検索したが該当する事業所は見当たらなかった。

さらに、法務局にC社又はC社と類似する法人を照会したところ、1社について回答があったが、当該事業所は申立人が主張する業種、所在地、会社の種類が異なることから、申立人が勤務していたとするC社ではないと認められる。

加えて、C社が所在していたとするF県G市内を管轄する商工会議所に照会したが、同社を確認することができなかった。

また、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間①から③までに係る保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで  
私の父は、昭和12年4月頃からA社（現在は、B社C工場）に勤務し、22年6月に同社を退職したが、19年6月1日以前の期間について労働者年金保険の被保険者となっていないので、調べてほしい。  
（注）申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の次女が提出した申立人自筆の資料及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日をみると、昭和19年6月1日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、「改・1」とのゴム印が押されており、これについて日本年金機構本部に確認したところ、「これは通常、厚生年金保険法が適用される被保険者のことを指している。」と回答している上、同台帳を社会保険事務所（当時）から社会保険業務センター（当時）に移管した際の引継ぎメモには、「自19.10.1 至32.9.30 147月」と記録されている。

さらに、前記の自筆の資料には、申立人の職種が記載されていない上、申立人は既に亡くなっており、当時の職種等の勤務実態を聴取することができない。

加えて、B社C工場の事業主は、申立期間当時の書類を保管しておらず、

申立人について労働者年金保険法の被保険者として届出を行ったか「不明」と回答している。

また、昭和 19 年 5 月 31 日以前に労働者年金保険の被保険者資格を取得した同僚 18 名に照会したところ、うち 1 名が「A 社は、戦時中、軍需工場として 4,000 人から 5,000 人の従業員がおり、申立人は同社第三工場の第三職場長を補佐する社員であった。」という証言は得られたものの、これ以外に申立人についての証言は得られなかった。

さらに、申立期間において、申立人が労働者年金保険被保険者として事業主により労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、昭和 52 年 3 月 1 日に同社に入社し、複数の店舗で仕事をし、満 5 年間勤務していた。給与明細書等は残っていないが、給料は銀行預金口座振り込みであった。申立期間に同社に勤務していたことに間違い無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 3 月 1 日にA社に入社し、複数の店舗で勤務し、57 年 2 月に同社を退職したと述べている。

しかしながら、A社は昭和 54 年 4 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、52 年 3 月 1 日から 54 年 4 月 13 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人に係る在籍は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、A社で一緒に勤務した同僚の氏名を覚えていないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先の判明した 23 人に照会したところ、9 人から回答を得たが、いずれも「申立人と同じ店舗で働いたことは無く、申立人のことを知らない。」と回答しており、このうち 3 人は、「A社では、雇用形態や勤務時間によって厚生年金保険の加入について異なる取扱いをしており、本人の意思により希望すれば厚生年金保険に加入できた。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立

人の氏名は無く、健康保険被保険者証の番号に欠番は無い上、オンライン記録では、申立人は昭和 49 年 1 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得し、59 年 10 月 17 日に同資格を喪失しており、申立期間のうち、52 年 3 月及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 28 日から 33 年 5 月 1 日まで  
私は、昭和 30 年 12 月から 33 年 4 月末まで A 社（現在は、B 社）に勤務していた。しかし、ねんきん特別便では、同社での厚生年金保険被保険者の記録が 30 年 12 月 1 日から 31 年 5 月 28 日までとなっている。次の会社には A 社を退社後、間を空けずに入社したことを記憶しているので、同社で 33 年 4 月末まで勤務していたのは間違いない。記録の無い期間について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても、A 社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、B 社の事業主は、「会社には当時の資料が無いため確認することができない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げている同僚は既に死亡している上、申立期間に A 社における被保険者期間のある者に照会を行ったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがうことができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 30 年 12 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、31 年 5 月 28 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年11月13日まで  
私は、A社に勤務していた知人の紹介により、昭和20年9月26日に同社に入社し、B職をしていた。  
しかし、厚生年金保険被保険者としての資格取得日が昭和21年11月13日になっている。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、A社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係資料を確認することができない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年頃から35年9月頃まで

私は、昭和28年頃から35年9月頃までA社に住み込みで勤務し、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時のA社の所在地及び業務内容を明確に記憶している上、申立人が住み込みで勤務していた同社の所在地宛の申立人の母からの手紙の封筒を所持していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶しているA社の事業主の名前について、オンライン記録で氏名検索したところ、同姓同名の者はおらず、片仮名表記が同じ者が3名いたものの、申立期間に同社における厚生年金保険の加入記録は無いことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している同年代の同僚の名前について、オンライン記録で氏名検索したところ、同姓同名の者及び片仮名表記が同じ者が35名いるが、そのうち、申立人の申立期間に厚生年金保険の加入記録を有する者が9名いたものの、いずれも、A社又はこれに類似する事業所での厚生年金保険の加入記録ではないことから、同僚を特定できず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできな

い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたが、同社に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたと主張しているところ、申立人が記憶している同社の元事業主は、「申立人は住み込みの従業員であったと記憶しており、勤務期間についてもおおむね申立人が主張している期間であると思われる。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 8 月 1 日であることが確認でき、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A 社の元事業主は、「当社が厚生年金保険に加入したのは、昭和 35 年以降であるため、それ以前に勤務していた申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載のある 4 名に対する照会結果においても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月頃から 38 年 9 月頃まで  
夫は、A 社 (現在は、B 社) に C 職員として勤務していた期間について、厚生年金保険に加入していたと言っていた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の給与計算及び社会保険事務担当者は、「当時、A 社では、社長の判断で厚生年金保険に加入させるかどうかを決めており、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。私自身も、入社は昭和 34 年 4 月であるが、厚生年金保険に加入したのは、私が社会保険事務担当となった 37 年 4 月である。また、私は、給与計算も担当していたが、厚生年金保険に加入する前の期間については、給与から保険料は控除していなかった。」と供述している。

また、複数の同僚が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を比較したところ、入社日の 21 か月ないし 36 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているなど、多くの者が一致していないことから、当時、事業主は、厚生年金保険への加入について、従業員ごとに異なる扱いをしていたことがうかがわれる。

さらに、B社は、「当時の資料は保管していない。」としており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から33年5月1日まで  
私は、昭和25年にA社（申立期間当時及び現在は、B社）に入社し、36年4月まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、29年1月1日から33年5月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録によると、同社は昭和29年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、33年5月1日に、再度、適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿により、昭和33年5月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる9名のうち、申立人及び既に死亡している3名を除く5名に申立期間の保険料控除について照会したところ、同日より前にA社及びB社に入社したとする1名は、「入社当時、同社は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、同日より前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されたとする者はいなかった。

さらに、B社の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社は、申立期間当時の事情を知る者がおらず、資料も無いため、当時、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかった事情については不明であると回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで  
私の年金加入記録をみると、B社と関連があるA社に勤務していた昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した職員名簿及びB社が保管している申立人の人事記録から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社では、「申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所になっておらず、職員は農林年金に加入させていたが、B社から派遣されるC職の勤務期間は6か月と決まっていたので、農林年金には加入させていなかった。申立人については、厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」と述べている。

さらに、上記の職員名簿を見ると、職員ごとに健康保険、農林年金及び失業保険の欄はあるが、厚生年金保険の欄は設けられていないことから、職員全てが厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

加えて、上記の職員名簿から、申立人が健康保険に加入していることが確認できるものの、農林年金及び雇用保険の欄は空欄となっている。

また、申立人の昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票から算出した申立期間の社会保険料額は健康保険料の額と一致しており、厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月26日から同年10月1日まで  
私は、A社における厚生年金保険被保険者記録について年金事務所に照会したところ、被保険者記録の一部は訂正されたが、昭和19年3月26日から同年10月1日までの期間については、記録の訂正はされなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和19年3月26日から同年6月1日までの期間は、労働者年金保険法において、同法の被保険者は、工場労働者などの現業労働者の男性のみで、女性は対象外とされている。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法が施行されるまでの準備期間とされており、厚生年金保険料の徴収は行われておらず、被保険者期間として算入される期間は厚生年金保険料の徴収が開始された同年10月1日からとなっている。

さらに、申立人が名前を記憶する者を含め、A社における資格取得日が申立人と同時期である複数の同僚女性のオンライン記録を調査したところ、全員が申立期間は労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和19年6月1日であることが確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等

の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①は、A社において、夏の暑い時期に半袖シャツで仕事をするなど1年以上は勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、同社では4か月間の記録のみとなっている。

また、申立期間②は、B社においてC業務を担当し、2年半から3年間は勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、当該期間が被保険者期間となっていない。同社に勤務していたことは提出した雇用保険被保険者証で分かると思う。

調査の上、申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚に照会をしたものの、申立人がA社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることができなかった。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「昭和 52 年\*月に社長が死亡し、その後、入社しなくても良いと言われた。同年1月末日で解雇となった。」と供述しているところ、申立人も「社長の死亡後、A社では経営難になったためか希望退職を募ったため、それに手を挙げて同社を辞めた。」と供述している。

さらに、A社で社会保険関係の事務を担当していたとする元取締役は、「私が社会保険関係の手続を行っていたが、従業員の退職日と厚生年金保険の記録は一致しているはずである。また、A社は昭和 52 年夏頃に廃業し、私は最後まで残っていたが、廃業時に申立人はいなかった。申立人が、

夏に勤務していたと言っているのであれば、資格取得日より前から勤務していたのではないか。大学を卒業した未経験者であれば、当初はアルバイト扱いか、試用期間等を設けていたのかもしれない。」と供述している。

加えて、オンライン記録において、A社は、昭和52年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降については適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間②について、当該期間のうち昭和53年7月1日から54年3月31日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和54年4月1日から55年3月31日までの期間については、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態について照会することができない。

また、オンライン記録において、B社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、同社の商業登記簿謄本から分かった当時の複数の取締役について年金記録を確認したところ、複数の者が、当該期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるほか、別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっている取締役（1名）は、「私は、別の会社に勤務しており、名前だけB社の取締役となっていた。」と供述している。

さらに、A社及びB社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。